

告示第471号

令和7年4月1日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

観光PRキャラクター宣伝活動業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について
(告示)

観光PRキャラクター宣伝活動業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

鹿児島市観光PRキャラクター「西郷どん」を活用し、市内のイベント等での観光PR等を実施するほか、SNSでの効果的な情報発信等により観光客のさらなる誘客を促進するもの

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(2)から(10)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合(以下「共同企業体」という。)にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすこととする。

- (1) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この告示の日(以下「告示日」という。)以後に国又は地方公共団体が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 納期が到来している鹿児島市税(鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税)を完納しているこ

と。

- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 鹿児島市内に事務所、営業所等を有する法人であること。
- (10) 令和2年4月1日から告示日までの間において、観光事業（イベント、広報宣伝等）の実績を有すること。

3 申込要領

(1) 受付期間

令和7年4月1日（火）から同月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 企画提案競技参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局観光交流部観光戦略推進課推進係（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1344

ファックス 099-216-1320

電子メールアドレス kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法は、直接持参又は郵送（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

なお、郵送の場合は、必着とする。

(5) この業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

4 提出書類

(1) 企画提案競技参加申込書（様式第1-1又は様式第1-2）

- (2) 会社概要及び実績表（様式第2）
- (3) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人都民税）納税証明書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3）
- (5) 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- (6) 印鑑証明書（原本に限る。3か月以内に発行されたもの）
- (7) 決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書及び利益処分表））直前1期分

5 提出部数

各1部

6 注意事項

- (1) 共同企業体の場合、構成員については、4(2)から(7)までの書類を提出すること。
- (2) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4(4)から(7)までの書類の提出を省略することができる。
- (3) 共同企業体を選定された場合は、選定結果通知後速やかに、共同企業体協定書又は再委託契約書の写し等を別途提出すること（記載事項等については、本市の契約規則等を遵守した上で、別途協議する。）。
- (4) 参加申込後に辞退する場合は、辞退書（様式第4）を提出すること。